

いわてクリーンセンターに寄せられた質問への回答

(令和6年10月)

区分	質問	回答
受入基準	<p>「解体時に紙が付いているモルタル」や「解体時に紙が付いているものと付いていないものが混在しているモルタル」の場合、分別に手間が掛かるのでそのまま受入れて欲しい。</p>	<p>この度は、混合廃棄物の受入可否について、周知が不足していたため、御不明点があったことについてお詫び申し上げます。 御質問について、下記のとおり回答します。</p> <p>① 紙付きモルタル 従来より、黒紙を剥がさず、付着した状態で受入れておりましたので、紙を剥がす必要はありません。</p> <p>② 紙が付着していないモルタルとの混合物 紙が付着していないモルタルは、通常、安定型処分場に処分していただくこととなりますが、建設業や解体業等の皆様の作業員不足に伴う分別作業の負担軽減の観点から、紙付きモルタルと紙無しモルタルが混在した状態でも、管理型廃棄物として受入れます。</p>
	<p>現状、火事場の燃え殻について、いわてクリーンセンターでは、燃え切ったものでかつ握り拳大より小さなものを受入れているが、分別に手間が掛かるため、受入基準を緩和して欲しい。</p>	<p>この度は、火事場の燃え殻の受入基準について、周知が不足していたため、御不明点があったことについてお詫び申し上げます。 いわてクリーンセンターでは迅速な火災後の片づけを進めるため、下記の燃え殻を受入れています。</p> <p>① 燃え切ったものや煤が付いたもので握りこぶし大程度（20cm未満）の燃え殻 ② 火災で原形を留めない廃石膏ボードや焼けた外壁、残材撤去後の土砂等</p> <p>【受入不可の燃え殻】 下記のとおり焼却又は安定型埋立処分できるもの。 焼却可能なもの：握りこぶし大以上（20cm以上）の木くず（家具、柱）、廃プラスチック類（衣類、溶けた家電製品）など 安定型処分可能なもの：窓ガラス、サッシなど なお、廃棄物の性状により、上記①及び②でも、受入可否を判断する場合がありますので、御不明な点は事前にお問合せいただきますようお願いいたします。</p>
	<p>2×4工法による複合建材（合板（木材）＋鉄板＋プラ等やがれき（外壁）＋合板）の解体が増えてきており、分別が困難となっている。このような分別困難物をいわてクリーンセンターで受入して欲しい。</p>	<p>御要望について承りました。 従来、2×4工法による複合建材の処理相談がなかったため、素材の性状や成分などを踏まえ、詳細な検討を要します。 つきましては、受入に当たり、いわてクリーンセンターの維持管理上の影響を確認するため、事前に、実物（サンプル）があれば御恵与いただきますようお願い申し上げます。 なお、いわてクリーンセンターの汚水処理に影響を及ぼす成分を含む廃棄物や安定型処分場において処分可能な廃棄物については、受入を御遠慮いただく場合もありますので、御理解のほどよろしくお願い致します。</p>

区分	質問	回答
受入基準	ダンプ車に石綿含有廃棄物(トンパック)を積み込んだ場合、荷下ろしの際、ダンプアップが認められていないため、ユニック車を同行させている。搬入時に荷下ろしを補助してもらえないか。	御要望いただきましてありがとうございます。 いわてクリーンセンターでは、荷下ろし設備を有していないため、恐れ入りますが、トンパックによる受入にあたっては、搬入される方においてユニック車等の荷下ろし設備の準備をお願いします。
	処分場内で運搬車両を移動させる際、埋立廃棄物の上を走行するためタイヤがパンクしないか気掛かりである。	現在、いわてクリーンセンター内において工事を実施しており、御迷惑をおかけしています。 工事の都合上、搬入車両の通行を一部制限しており、廃棄物運搬車両が埋立廃棄物の上を走行していた場合もあります。 いわてクリーンセンターでは、誘導員の配置や敷き鉄板の敷設など廃棄物運搬車両の走行の妨げにならないよう十分に注意していますが、何か不具合(パンク等)がありましたら、お申し出いただきますようお願いいたします。
受入手続き	搬入予約票について、排出現場名を正確に、マニフェスト通りに記載しなければならないのか。	御要望のとおり、搬入予約票に記載する排出現場名はマニフェストと正確に一致しなくても良いです。 なお、搬入予約票に記載の現場名とマニフェストに記載のそれとが突合ができるよう分かりやすい記載に御協力をお願いします。
	石綿含有廃棄物の搬入予約について、フレコンに少量入っているものも1袋とカウントされてしまうので、受入量が制限されてしまう。半袋といった量も認めて欲しい。	現在、石綿含有廃棄物の受入量制限は行っておりませんが、埋立処分場所の事前準備のため袋数を確認していますので、半袋の場合「半袋×(数量)個」と御記入願います。
	処理委託申込書の文言について、「排出事業所・工事現場名等」を「工事現場名」に変更して欲しい。  契約書の記載事項(現場名、支店名)と電子マニフェストの入力内容が違った場合、修正が必要か。  廃棄物の溶出試験分析について、昨年度と同じ排出事業者・場所、工程による場合、分析を省略して良いのではないか。	排出事業所名で契約されるお客様もいらっしゃることから、名称を選択できるよう様式を変更します。  御要望をいただきありがとうございます。 廃棄物処理委託契約書と電子マニフェストにおいて、廃棄物処理法に基づき記載が義務付けられている項目は、一致させることが必要となりますので、お手数をおかけしますが、御理解のほどよろしくお願いいたします。  御意見のとおりで差し支えありません。
その他	岩手県外で排出された廃棄物の受入は出来ないのか。	御要望をいただきありがとうございます。 奥州市との環境保全協定に基づき県外で排出された廃棄物の受入は御遠慮いただいておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。